

防災福祉子ども委員会行政調査報告から

【横須賀市】

横須賀市児童相談所の設置について

1. 設置に至った経緯

近年の社会経済環境の変化は、子どもや子育て中の親たちを取り巻く環境にも大きな変化をもたらし、核家族化等による近隣関係の希薄化や、家庭や地域における子育て機能の低下など、問題も多様化しており、その中で児童虐待問題もますます深刻化している。

平成13年に中核市へと移行した横須賀市だが、児童部門で最も大きなウェイトを占める児童相談所についての権限は移譲されなかった。そこで、横須賀市は、当時の市長の市民に直結する行政は市町村に権限を付与すべきとの考えの下で、金沢市と協力して、15年に総務大臣と中核市長の懇談会で児童相談所の設置権限拡大を要望し、この動きが児童相談所設置のきっかけとなった。

虐待を受けている子どもの支援体制としては、12年から子ども虐待防止事業の取り組みを開始し、14年に虐待予防・早期発見、虐待の重篤化再発の予防を目指す子ども虐待予防相談センター（YCAP）を設置した。翌15年の国への要望をきっかけに16年改正児童福祉法が成立し、中核市への児童相談所の設置が可能となった。

これを受け、市長が県知事に児童相談所開設に向けた協議を依頼し、準備担当職員7名を配置、うち4名を県の児相へ派遣、研修を開始した。

17年に健康福祉部から独立し子ども育成部を設置するとともに、24名からなる児童相談所開設準備室を設置した。そして18年に横須賀市児童相談所を開設した。その際、神奈川県の子童相談所と人事交流を行ったが、県から副所長、児童福祉士及び児童心理士の各スーパーバイザーの3名を派遣してもらうなどの手厚い人的協力を得た。しかしながら、開設時には建物無く2年間はテナントを借りて業務を行っていたことから、20年に「はぐくみかん」という愛称の児童相談所を現所在地に移転し、運営を開始した。

2. 設置の目的とメリット

児童相談所は、児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境や状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを目的として設置される行政機関である。

設置するメリットは、一貫した支援体制、他部課等との連携強化、効果的な支援の実現の3点を挙げることができる。一貫した支援体制としては、虐待等の相談から公的保護、その後のフォローまでの過程を全て横須賀市で自己完結できる。他部課等との連携強化としては母子保健部門や障害福祉部門（福祉事務所）との情報連携、行動連携が可能となる。効果的な支援の実現としては、市の職員という肩書ではなく児童相談所という肩書が社会的に有利に働き、子どもに関する専門機関として、関係機関等との連携やネットワーク対応による在宅支援がスムーズになる。具体的な事例としては、住民基本台帳の確認や民生委員・主任児童委員、学校、保育園・幼稚園・保健部門からの情報収集など新規ケースの初動調査における情報収集の迅速化や、来所相談サイクルが2週間に1回程度に短縮されたことが挙げられる。

3. 児童相談所の体制等

(1) 児童相談所の主な業務は次のとおりである。

- ① 児童の福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること
- ② 児童に必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ 児童の一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

(2) 基本的機能は次のとおりである。

- ① 相談機能（児童福祉法第12条第2項）
- ② 一時保護機能（法第12条の4、第33条）
- ③ 措置機能（法第26条、第27条（法第32条による権限の委任））
- ④ 民法上の権限（法第33条の7、第33条の8、第33条の9）

その他、児童相談所は地域の必要に応じ、児童や家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として家庭・地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、児童や家庭の問題に対し、共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、研修会や情報交換会、援助検討会等を積極的に開催することにより関係機関のネットワーク化を推進する。

(3) 職員の役割は次のとおりである。

児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の子ども・保護者等から、子どもの福祉に関する相談の対応 ・必要な調査・社会診断の実施 ・子ども・保護者・関係者等への必要な支援・指導 ・子ども・保護者等の関係調整（家族療法）等の実施
虐待対応協力員 （会計年度任用職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司に協力して児童虐待への対応
里親委託等推進員 （会計年度任用職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託推進のため、子どもに最も適合する養育里親や養子希望者の選定のための調整 ・委託された子どもの適切な養育を確保するための養育里親や関係機関との連絡調整、交流の促進等を実施

児童心理司	<ul style="list-style-type: none"> ・診断面接、心理検査、観察等により子ども、保護者等への心理診断の実施 ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の実施
児童相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者等からの子どもの福祉に関する相談対応 ・児童福祉司と協力し、調査、社会診断の実施 ・子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導（助言、他機関のあっせん等）の実施
児童指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応 ・児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者等への指導

(4) 施設の概要

はぐくみかん（愛称）は、鉄筋コンクリート造地下1階、地上5階、塔屋1階で構成されている。施設の愛称は、子どもの健やかな成長を願い育成することや、かばい守るという意味の「育む」という言葉を「育み（はぐくみ）」とし、施設を意味する「館」を合成した名称で、市民公募によるものである。

はぐくみかん内には、児童福祉行政関係部署が集約されており、子どもに関する多様な市民ニーズに的確に対応する体制が整っている。なお、はぐくみかんには療育相談センター（指定管理者による管理）も設置されている。

<児童相談所>

主な施設	内 容
心 理 室	子どもの心理面接（カウンセリング）、心理検査、療育手帳の判定のための心理検査を行う
箱庭療法室	心理療法の1つである箱庭療法（表現された箱庭の情景から心の内面を分析する技法）を行う
家族療法室	親や兄弟を含めた家族を対象に面接を行う。会話を中心とした職員と家族の面接のほか、設置された調理道具等を用いて家族生活場面を再現、家族の様子を観察する
遊戯療法室	室内の玩具・遊具を用い子どもの遊戯療法を行う
観 察 室	マジックミラー越しに遊戯療法室と家族療法室の様子を観察するとともに、映像・音声を記録する



心理室



箱庭療法室



プレイルーム（遊戯療法室）



屋内運動場

(5) 整備費・運用費

整備費については、平成18年度及び19年度で約25億7,700万円となっており、市の土地を利用したため建物だけの金額である。別途備品等で初年度は1億6,000万円を要している。特定財源としては約3,700万円が国庫支出金として、残りが市債であった。

はぐくみかん建設事業費 平成18, 19年度 2カ年事業

項目	内 容	H18年度	H19年度	合 計
委託料	実施設計業務委託	54,600,000		54,600,000
	工事管理業務委託	3,150,000	28,350,000	31,500,000
	小 計	57,750,000	28,350,000	86,100,000
工事請負費	新築工事	214,300,000	1,434,200,000	1,648,500,000
	新築機械設備工事	4,720,000	487,391,409	492,111,409
	新築電気設備工事	2,800,000	277,550,000	280,350,000
	建設地地中障害物撤去工事	2,625,000		2,625,000
	外溝整備工事		37,800,000	37,800,000
	外溝整備電気設備工事		3,465,000	3,465,000
	構内情報通信網整備工事		26,491,500	26,491,500
小 計	224,445,000	2,266,897,909	2,491,342,909	
事務費	旅費、印刷製本費	212,833	64,803	277,636
	合 計	282,407,833	2,295,312,712	2,577,720,545

	H18年度	H19年度	合 計
国庫支出額	3,737,000	33,637,000	37,374,000
市債	216,300,000	1,784,400,000	2,000,700,000

運営費については、令和2年度の決算で歳出が約16億9,800万円、歳入が約5億9,500万円となっている。一般財源が約11億300万円であるのに対し、同市は地方交付税団体となっていることから約12億600万円が交付されており、実質約1億円の黒字となっている。これは平成19年の法改正以降、交付税が手厚くなったことが影響しており、当初1～2億円程度の持ち出しであったが、ここ数年で一般財源を上回ってきている。

横須賀市児童相談所 令和2年度決算 (単位:千円)

歳 出		歳 入	
社会福祉総務費			
社会福祉施設助成費等	6,581		
子育て支援費			
	42,736		
児童措置費			
児童扶助費	1,097,785	国・県負担金等	535,487
児童相談所費	551,724		
給与費	426,942		
児童相談所運営事業費等	124,782	国・県補助金等	59,998
合 計	1,698,826		595,485

一般財源	1,103,341
交付税見込	1,206,731
実質負担	△ 103,390

4. 児童相談所の実績

(1) 受付状況

児童相談所では、児童に関する各種相談を幅広く受け付けており、内容により養護相談、保健相談、障害相談、非行相談及び育成相談などに分類されている。相談受付状況は次のとおりである。相談内容の多くを児童虐待相談と知的障害相談が占めており、令和3年度の虐待に分類された件数は790件で前年度比154件の増となっている。

種別	令和3年度	前年度比	令和2年度	令和元年度
養護	856(790)	161(154)	695(636)	791(762)
保健	1	1	0	0
障害	689	327	362	513
非行	11	△2	13	32
育成	56	17	39	79
その他	17	7	10	9
合計	1,630(790)	511(154)	1,119(636)	1,424(762)

() は虐待に分類された件数

(2) 虐待相談件数

虐待に分類された件数790件の内訳は次のとおりである。平成18年の開設以来、ネグレクトの占める割合が高い状況だったが、平成24年度から心理的虐待の比率が上回り、令和3年度も全体の6割を占めている。

学齢別では、幼児が最も多く275件(34.8%)、次いで小学生232件(29.4%)、中学生124件(15.7%)の順となっている。

経路別では、警察署からの通告が405件(51.3%)、次いで近隣知人からが132件(16.7%)、家族親戚からが63件(8.0%)の順となっている。

内容	令和3年度	前年度比	令和2年度	令和元年度
身体的虐待	131 (16.6%)	19	112 (17.6%)	150 (19.7%)
性的虐待	10 (1.2%)	4	6 (0.9%)	6 (0.8%)
ネグレクト	172 (21.8%)	32	140 (22.0%)	152 (19.9%)
心理的虐待	477 (60.4%)	99	378 (59.5%)	454 (59.6%)
合計	790 (100%)	154	636 (100%)	762 (100%)

5. 課題と今後の展開

(1) 課題

課題としては、①児童相談所等職員のスキルアップ、②児童福祉司等の資格職員の確保と配置、③措置児童の受け皿としての基盤整備の3点が挙げられる。特に③の措置児童の受け皿については、横須賀市内に知的障害施設がないため、神奈川県や政令市の施設を譲り受けて措置をしている状況であり、当初整備時に一体的に整備しなかったことが影響している。また、②の児童福祉司等の資格職員の確保等については、開所以来徐々に人材育成が進んできている一方で、会計年

度任用職員の不足や、市外の政令市に住む職員が多く、せっかく育成した人材が最終的に住所のある市外等に流出していくといった問題も生じている。

(2) 今後の展開

児童虐待は、虐待を受けている子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、世代間連鎖として次の世代に引き継がれるおそれもあるため、早期の発見、対応が求められる。

今後の展開としては、子どもの健やかな成長と自立をキーワードとして、虐待の予防・早期発見のために、①適切な調査と迅速な実態の把握、②専門的な知識・技術のさらなる向上に努める必要がある。

また、子どもの福祉のために、①医学的・心理学的な判定に基づく適切な支援、②児童相談所一丸となった取り組みの強化、③関係機関との連携強化に努める必要がある。

【豊田市】

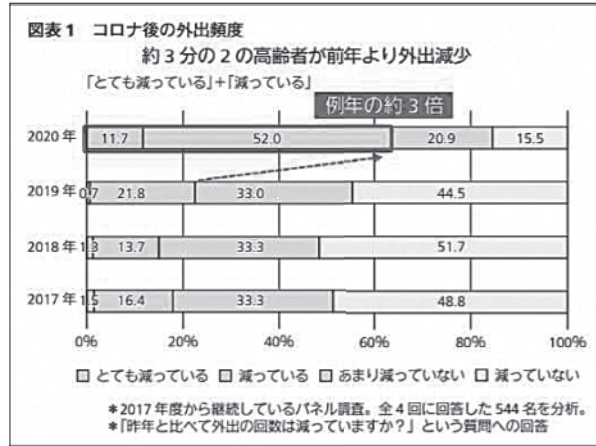
官民連携介護予防事業「ずっと元気！プロジェクト」について

1. プロジェクトの導入の背景、課題及び狙い

(1) 背景

豊田市は全国的にも「若いまち」であるが、人口構造においては、高度成長期に全国各地から流入した団塊の世代が大きな割合を占めており、その世代の後期高齢化が急速に進展すること（「2025年問題」）が見込まれている。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により外出を控えている高齢者が多いことが予想されるとの調査結果（JAGES（一般社団法人日本老年学的評価研究機構）「新型コロナウイルス感染症流行下での高齢者の生活への示唆」）が示され、こうした状況が、要介護状態に陥るリスクを高める可能性が指摘された。



JAGES Press Release No. : 258- 20- 49 (2021年2月10日) から作成

(2) 課題

豊田市においては、後期高齢化の急速な進展やコロナ禍における高齢者の活動量低下による高齢者の心身の衰え（「コロナフレイル」）が介護リスクの増大・急上昇を招き、平成30年度に約212億円であった介護給付費が、令和7年度には約300億円にまで急激に増大すると推計され、新型コロナウイルス感染症の影響が加われば、さらに増大することが見込まれ、大きな課題となっていた。

また、これまで進めてきた介護予防に関する自主活動を行う自主グループをつくる取組（介護予防・健康づくり教室「元気アップ教室」）の中心となってきた保健師が新型コロナウイルス感染症対応に追われることとなり、職員のリソース不足が新たな課題となった。



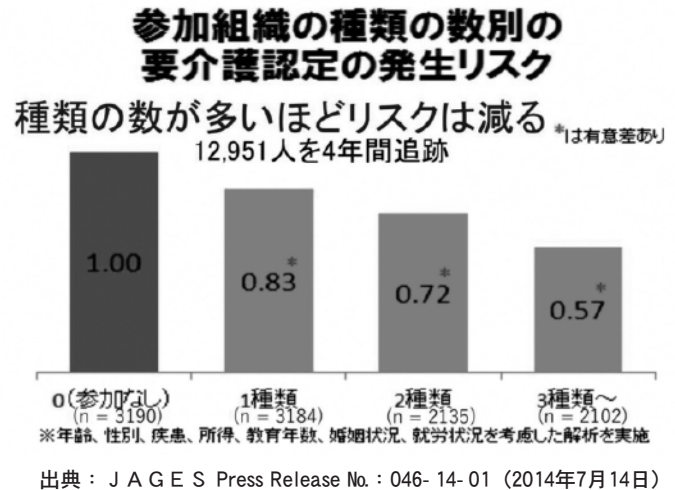
介護予防・健康づくり教室「元気アップ教室（脳トレ）」

(3) 狙い

一方で、高齢者が、社会グループ（ボランティアグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、町内会・老人クラブ、趣味の会など）に参加すること（「社会参加」）により、将来の要介護リスク・認知症発症リスクを低減する可能性があることが、学術機関の研究（JAGES「社会参加と要介護認定および死亡との関連について」）により分かってきたことから、趣味や運動、就労などにより、高齢者の「社会参加機会」や「社会活動量」の増加を図ることで、介護リスクの低

減を図り、人との様々なつながりを得るとともに、「生きがい」や「楽しみ」を得ることで、豊田市において、より「幸せ」を感じられる暮らしの実現を目指すこととした。

また、介護給付費の急激な増大や職員のリソース不足という課題に対しては、民間事業者のリソース、ノウハウ、アイデアをフル活用することにより、将来の財政負担を積極的に抑制するとともに、幅広いサービスを提供することができる枠組みづくりを目指すこととした。



2. プロジェクトのポイント

(1) 介護予防分野における全国初の大規模S I B（ソーシャルインパクトボンド）事業

事業期間5年間で、事業費が最大5億円規模となる介護予防事業は、介護予防分野の事業としては、全国初かつ国内最大規模のS I B事業である。

また、事業全体で年間参加者5,000人、5年で延べ2万5,000人を目標として、5年間で介護保険給付費の10億円削減を目指すもので、削減額については、第三者評価機関であるJ A G E Sが、プログラムに参加した高齢者と参加しなかった高齢者へのアンケート調査を行い、推定・算出することとしている。

(2) コロナ禍での心と身体の衰えを予防（「コロナフレイル」の予防）

コロナ禍による自粛生活の長期化が高齢者の活動量低下を招き、心身の衰えにつながる「コロナフレイル」が懸念されているが、そのような中であっても、安心して「社会参加」ができる仕組みとして、民間事業者がすでに有しているノウハウを活用することにより、「オンラインの活用」や、三密回避を徹底した「オフライン（対面）」によって、外出機会やコミュニケーション量の増加につながるプログラムを提供し、高齢者の心身の健康増進を後押しする。

(3) 体力測定から趣味・交流まで様々なプログラムの選択が可能

本プロジェクトでは、従来の介護予防でイメージされる「スポーツ・健康」だけにとどまらず、「趣味」、「エンタメ」、「コミュニケーション」などの様々なプログラムを提供することで、高齢者の多様な選択を可能としている。

また、プログラムを提供する事業者についても、行政からの「補助」ではなく、成果に応じた「報酬」を受け取る仕組みになっていることで、新たな事業展開（子供向けのプログラムを高齢者向けに転換するなど）に低リスクで挑戦するための後押しにつなげている。

3. プロジェクトの目標

(1) 介護給付費10億円の削減

本プロジェクトを契機とする「社会参加」により、参加者同士がつながり、「生きがい」や

「楽しみ」を得ることで、豊田市での暮らしにさらなる「幸福感」を見出すことを目指している。

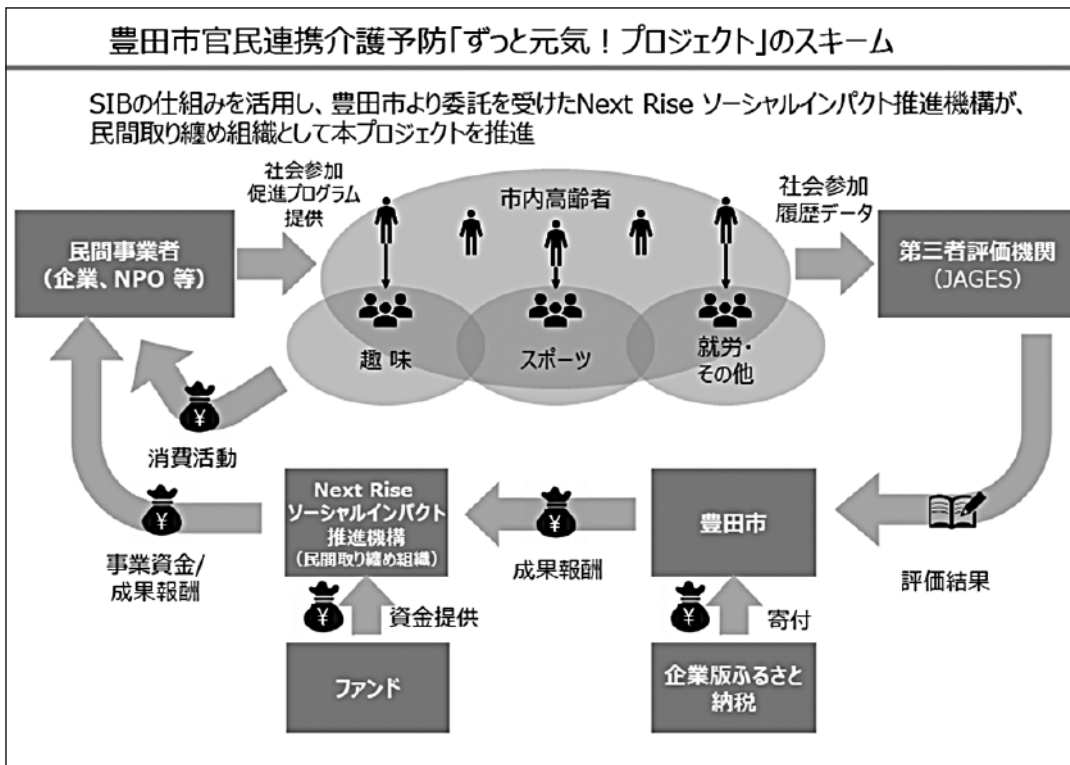
また、年間4,000～5,000人（事業期間（5年間）で延べ2万5,000人）の参加者を獲得することにより削減することができるかと推計されている、介護給付費10億円の削減を目指す。

(2) 本モデルの全国への展開

「介護リスク」の軽減は、全国的にも非常に大きな課題となっており、また今後、世界共通の課題になる。

本事業においては、三菱UFJ銀行ほか数社からの「企業版ふるさと納税」を原資として挑戦する新しい事業の仕組みであり、寄付企業においても、今後全国的な展開の可能性を探っていることから、そのためのノウハウの蓄積に加えて、介護予防に有効なモデルケースとして、全国に情報発信することとしている。

4. スキーム概要



(1) 地方公共団体（豊田市）

SIB運営組織（民間取りまとめ組織／合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構）と契約を締結し、成果報酬については、契約時に設定した成果指標の達成度について、第三者評価機関（JAGES）に測定・評価させ、検証した上で支払う。

なお、「ずっと！元気プロジェクト」においては、その事業費の財源として、三菱UFJ銀行ほか数社からの「企業版ふるさと納税」も活用している。

<p>【実施成果指標】 ※成果指標は、JAGESとも協議して設定した。</p> <p>① 参加人数 ② 継続参加人数</p> <p>【最終成果指標】</p> <p>③ 要介護リスク点数の低減度 ④ 介護保険給付費削減額（10億円）</p> <p>3年以内に要支援・要介護になるリスクを推定（1点当たりの給付費に与えるインパクトもエビデンス有）し、プログラム参加群・非参加群を統計的に比較し、その差を効果と認定（ステータス（年齢・性別・介護リスク度など）の近い群同士で比較）する。</p>
<p>【報酬の割合】</p> <p>○ 委託事業運営分：30%</p> <p>○ 成果報酬：70% （内訳）実施成果分：30%／最終成果分：40%</p>

(2) サービス提供者（民間事業者）

事業の実施主体として、各プログラムを提供する。現在、市内外の35事業者が、コロナ禍を踏まえた「オンライン」プログラム、三密回避による「オフライン（対面）」プログラムなど、約45の社会参加促進プログラムを提供しており、事業者間の連携も生まれつつある。

(3) サービス対象者（市内高齢者）

各プログラムの提供対象者。豊田市内に在住する65歳以上の高齢者。

(4) SIB運営組織（民間取りまとめ機関／合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構）

SIB事業の運営主体として、プロジェクトの企画・運営を行うほか、サービス提供者（民間事業者）を募集・選定し、資金提供者（SIBファンド「Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合」）からの資金提供を受けて、事業期間におけるサービス提供者への資金提供・成果報酬の支払い等を行う。

(5) 第三者評価機関（JAGES／Japan Agency for Gerontological Evaluation Study）

利害関係のない独立した第三者機関として、地方自治体（豊田市）からの依頼（委託）に基づいて成果指標を測定し、その評価結果をフィードバックする。

「ずっと！元気プロジェクト」においては、事業期間（令和3年7月1日～令和8年6月30日）終了後、プロジェクト参加群と非参加群とを統計的に比較し、その差を効果として認定（年齢・性別・介護リスク度などステータスの近い群同士で比較）することとしている。

(6) 資金提供者（SIBファンド「Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合」）

「ずっと！元気プロジェクト」においては、地方自治体（豊田市）は第三者機関（JAGES）による成果指標の測定・評価確定後にSIB運営組織（合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構）に対して成果報酬を支払うこととなっていることから、SIB運営組織においては、事業期間におけるサービス提供者（民間事業者）の事業資金・成果報酬について、株式会社DIソーシャルインパクトキャピタルにより組成された資金提供者（SIBファンド「Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合」）から資金提供を受けて支払う。

5. 事業開始以降の取組, 成果, 課題

(1) 参加者数・属性

令和3年7月の事業開始当初から9月頃までは低調であったが、新型コロナウイルス感染症が一時落ち着きを見せた10月以降は参加者が増え始め、年明け以降は新規の参加者も獲得できている。

新型コロナウイルス感染症の落ち着きに伴って高齢者の外出機会も増加傾向にあり、事業開始から半年で約1,300人の参加があったことから、年間3,000人程度の参加が見込まれる状況となっている。

参加者の属性については、事業開始当初、60歳代後半の高齢者の参加が多く見込まれるのではないかと考えていたが、実際には70歳代が75%以上を占めており、ターゲットとして想定した後期高齢を迎える、あるいは迎えた世代にアプローチできているのではないかと考えている。

また、これまで「社会参加」の実績がある方だけでなく、「社会参加」の実績がなかった方にも参加いただくなど、想定していなかった結果も現れている。

①年齢		
	人数	割合
65歳～69歳	347	24%
70歳～74歳	535	37%
75歳～79歳	368	26%
80歳～84歳	130	9%
85歳～89歳	55	4%
90歳～	7	0%
②社会参加実績		
	人数	割合
社会参加実績有り	745	51%
社会参加実績無し	703	49%

(2) 事業の広報・マーケティングの取組

事業の広報については、豊田市においても、市広報紙「広報とよた」や豊田市高齢者クラブ連合会機関紙「やすらぎ」を通じて事業全体の周知を図るなどの取組を行っているほか、プロジェクトの周知や参加者の増加を狙い、体験型のイベント等を各所で開催し、参加を促している。

また、各事業者においても、プログラム参加者を獲得するために折り込み広告の作成やチラシの配布などに取り組んでおり、市民への周知も図られている。

6. 今後の展開

本事業は、令和3年7月から5年間の実施としており、長期間かつ事業費も億単位と大規模となっているが、事業財源として「企業版ふるさと納税」を活用することで長期かつ大規模な事業の実施を実現することができた。

寄付をいただいた企業の期待に応えるべく、引き続き、様々な民間サービス事業者と協力して「社会参加」を促進するプログラムを提供し、よりハイリスクな高齢者へのアプローチを改善するなど、全国で展開できるモデルケースに成長させることで、社会的にインパクトのある取組にしていきたい。

さらに、他の社会課題においてもSIBを適用できないか、その可能性を検討し、サステイナブル（持続可能）な社会づくりを目指したい。

(参考) S I B 導入経緯

2020年2月 調査・研究覚書の締結（医療・健康，インフラ，防災などへの適用可能性を調査）

2021年1月 新春記者会見（市長会見）2021年度からの事業実施表明

2021年4月 委託契約締結（7月～事業開始）

※D I との関係

2010年～2014年「次世代エネルギー・社会システム実証地域」（経済産業省プロジェクト）に
選定され，様々な企業・団体と共に実証事業を実施

【岐阜市】

「岐阜市総合防災安心読本」について

1. 岐阜市の概要

(1) 位置、面積等

岐阜市は、東京から約270km、大阪から約140km、名古屋から約30kmの距離にあり、わが国のほぼ中央の岐阜県の南部に位置している。面積は203.60k㎡。

(2) 地形

岐阜市は、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）からなる濃尾平野の北端に位置し、市の中央部から東北部にかけて稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部に区分される。

市内には、河川法の適用を受ける45の河川（1級河川27河川、準用河川18河川）がある。



岐阜市の河川・水路（位置図・水系図）

(3) 気候

岐阜市の気候は、東海型の気候を示し、夏は南東の季節風の影響を受けて高温多湿となり、冬は北西季節風の影響を受けて降雨は少なく、温暖となる。

降雨量は年間2,000mm近くに達し、特に6月、7月、9月は雨が多くなる。

(4) 土砂災害警戒区域の指定状況

長良川以北は山地となっており、がけ崩れの危険箇所336か所（うち、特別警戒区域を含む箇所333か所）、土石流の危険箇所280か所（うち、特別警戒区域を含む箇所214か所）が、県により土砂災害警戒区域に指定されている。

	がけ崩れ	土石流
	<p>土砂災害警戒区域 岐阜市内：336箇所 (特別警戒区域を含む箇所 333箇所)</p>	<p>土砂災害警戒区域 岐阜市内：280箇所 (特別警戒区域を含む箇所 214箇所)</p>
特 徴	<p>斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。</p>	<p>山腹や川筋の凹、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。河速20km～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを破壊させる。</p>

土砂災害警戒区域の指定状況

(5) 岐阜市都市防災部について

① 分担任務

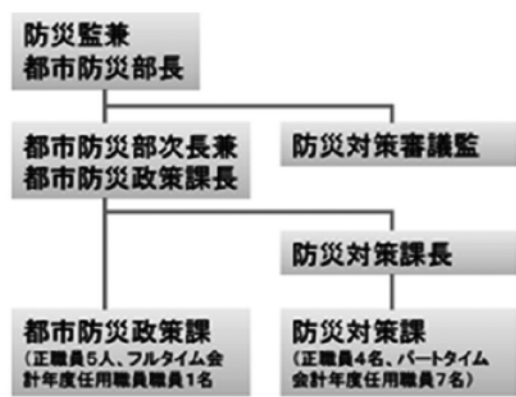
市民の災害に対する意識を高揚し、災害発生時等における市民や地域の安全を確保するなどの防災対策を進めること

② 目標及び取組

目標とする「災害に強いまちづくりの実現」に向けて、「大規模災害に備えた防災体制の充実強化」、「地域防災力の強化」、「実効性の高い防災意識・知識の普及啓発」に取り組んでいる。

③ 組織

都市防災部は、防災監兼都市防災部長をはじめ、正職員13名、会計年度任用職員8名からなる組織で、2課（各課1係）で構成され、市の組織の中でも小さい規模の部である。



岐阜市「都市防災部」の組織

④ 各課の業務

- 都市防災政策課（防災政策係）

防災施策の企画・調査，災害対策本部事務，防災会議，岐阜市地域防災計画，国民保護計画，自主防災組織

○ 防災対策課（防災対策係）

防災行政無線整備，避難行動要支援者支援，災害時応援協定，岐阜市総合防災訓練，備蓄品・資機材整備，防災施設・資機材の維持管理，帰宅困難者支援

2. 過去に発生した主な災害の概要

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
明治24. 10. 28	震災 (濃尾地震)	美濃一円	死者245人，負傷1,260人 全壊家屋942戸



濃尾大地震 岐阜市金津廊の惨状（岐阜市歴史博物館蔵）



市内の鉄道橋の崩落（岐阜市歴史博物館蔵）

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
昭和51. 9. 8 (災害救助法適用)	水害 (台風17号)	市全域	死者5人，負傷7人 全壊家屋6世帯，半壊家屋14世帯 床上浸水11,363世帯，床下浸水30,079世帯 罹災者数146,009人



長良川右岸、大森地先の堤防決壊による浸水状況（岐阜県安八郡安八町・大垣市墨俣町）

（出所：一般社団法人中部地域づくり協会）



岐阜市北西部の浸水状況



長良川右岸・長良橋上流の旅館街の状況

(出所：一般社団法人中部地域づくり協会)



長良川左岸・水防団による水防活動（岐阜市鏡島）



伊自良川の決壊氾濫等による浸水状況と救助（岐阜市折立）

(出所：一般社団法人中部地域づくり協会)

災害発生日月	災害の種別	被害地域	被害状況その他
平成30.7.7-8 (災害救助法適用) (大雨特別警報発表)	水害 (梅雨前線)	合渡地域等	負傷1名, 床上浸水10件, 床下浸水16件 長良・大宮陸閘閉鎖 避難者209世帯432名



14年ぶりに閉鎖された大宮陸閘（岐阜市川原町地区）

【陸閘（りくこう）】

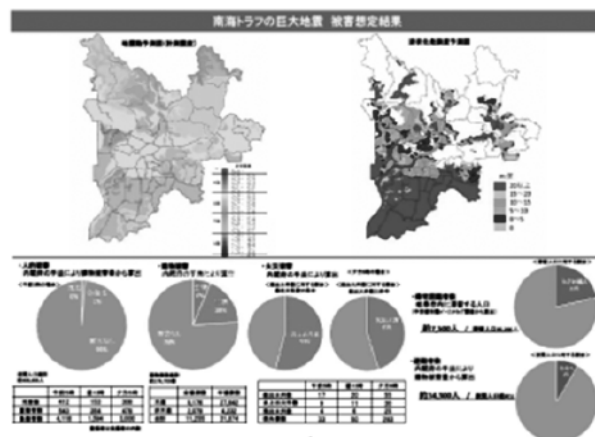
閉鎖することで海水の侵入を防止するとともに、開放することで堤防等の海側にある港湾、漁港、海浜等を利用するために人や車両等が堤防等を横断できるようにする施設

3. 南海トラフ巨大地震の被害想定

岐阜市では、令和2年度に南海トラフ巨大地震の被害想定を調査し、市全体では、震度6弱から6強になると想定しており、人的被害については、被害が最大になると考えられる午前5時に発生した場合、死者412名、負傷者4,118名（うち、重傷者543名）になると想定している。

また、建物被害については、市内の建物約17万9,700棟のうち、全壊1万1,255棟、半壊3万1,874棟の被害を想定している。

なお、避難者数については、内閣府の計算書に基づき、3万4,300人になると想定している。



南海トラフの巨大地震被害想定結果
（出所：岐阜市「災害被害想定調査（調査概要）」）

4. 「総合防災安心読本」改訂に至る経緯等

(1) 経緯

年度	経緯
平 14	「洪水ハザードマップ（長良川）」を作成
18	「洪水ハザードマップ（長良川より北部の河川）」を作成
19	「洪水ハザードマップ（長良川より南部の河川）」を作成
23	「洪水ハザードマップ（長良川・左岸）」を更新
24	「洪水ハザードマップ（長良川・右岸）」を更新 「南海トラフ巨大地震被害想定調査」を実施 「地震ハザードマップ（建物倒壊危険度・液状化危険度）」を作成
25	県による「土砂災害危険区域」指定後、「土砂災害ハザードマップ」を作成
26	
27	各ハザードマップを統合・冊子化した「岐阜市総合防災安心読本（初版）」を作成 ※市内全世帯・事業所・企業等へ配布（平成28年3月）
令元	「南海トラフ巨大地震被害想定調査（再調査）」を実施 市民意識調査「岐阜市の防災対策について」を実施（令和3年1月） ※市民モニター約200人を対象とする抽出調査
2	
3	水防法一部改正により、洪水浸水想定区域の指定に係る対象を拡大 河川管理者（岐阜県）が、平成30年7月豪雨の被害を教訓に浸水が想定される区域と浸水深さを表示した「水害危険情報図」を作成・公表 「総合防災安心読本・改訂版」を発行（令和3年12月） 「総合防災安心読本・改訂版」スマートフォンアプリを開発（令和3年12月） 「地域防災計画」を改正（令和4年3月）

(2) 課題と対応

今回の「総合防災安心読本（改訂版）」発行に向けて、防災意識に係る市民への調査を実施したところ、調査結果においては、平成28年3月に「総合防災安心読本（初版）」が配布された後、「記事や地図に目を通し、今も保管している」との回答が約3割にとどまった。この調査は、市政への関心が比較的高い市政モニター200人を対象とする抽出調査であったことから、市全体で平均するとさらに低い割合になると考えられ、防災意識の向上が容易でないことが明らかになった。

<p>質問 岐阜市では、防災に関する学習記事と各災害のハザードマップを統合した「岐阜市総合防災安心読本」を作成し、平成28年3月に市内全戸に配布しました。 あなたは、「岐阜市総合防災安心読本」を見たことがありますか。</p>	
配布された後、記事や地図に目をとおり、今も保管している	61人 (34%)
配布された後、記事や地図に目をとおりしたが、手元には残っていない	29人 (16%)
配布された後、読んだことはないが、家に保管している	28人 (15%)
配布されたことは覚えているが、読んだこともなく、手元にも残っていない	24人 (13%)
配布された覚えがない、見たことがない	39人 (22%)

改訂に向けては、初版作成時の課題として、紙媒体だけでは災害時の持ち運びが不便であり、十分に活用されないことが挙げられ、また昨今、多くの市民が携帯端末を所有するなどインターネットの普及を踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションの推進の観点から、災害時の持ち運びが可能で、さらに世帯に1冊ではなく、市民一人ひとりに自分に合った災害に対する備えが必要であることから、「総合防災安心読本」のデジタル化を推進することとした一方、デジタル・ディバイド（情報格差）への配慮として、紙媒体による発行も引き続き行うこととした。

5. 「岐阜市総合防災安心読本」の概要

「岐阜市総合防災安心読本」には、さまざまな災害が起きたときに市民がとるべき行動と、日ごろから家庭でできる対策のほか、市民が生活する地域で想定される被害や災害時に利用する避難場所・避難所を示したハザードマップが掲載されている。

(1) 地域のコミュニケーション

災害の被害を軽減するために重要とされる「自助・共助・公助」に触れ、日常的に地域住民がコミュニケーションをとること呼びかけ、また、「地域を守る「共助」の取組」として、自治会や自主防災組織の役割、災害時に避難のための支援が必要な避難行動要支援者を地域全体で助ける仕組みをつくるための「避難行動要支援者名簿登録制度」についても記載している。

(2) 災害対策編

災害が発生したときに「最低限覚えておきたいポイント」を示したページと具体的な対策を示したページで構成されている。

- ① 地震：「避難時の注意ポイント」、「地震発生時のタイムライン」、「南海トラフ巨大地震発生時に予測される被害」、「特に重要な事前対策」など
- ② 台風・大雨：「事前の備え」、「避難の時の注意点」、「立退き避難と屋内安全確保」、「増水・浸水時に危険な場所」など
- ③ 土砂災害：「土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とは」、「土砂災害の種類と前兆現象」、「避難のポイント」、「備蓄品の準備」など
- ④ その他災害：「原子力災害の特徴」、「原子力災害が発生したら正しい情報を得る」、「除雪作業の事故に注意」、「雪道運転の3つのNG」、「竜巻が発生しやすい気象条件」、「雷鳴がきこえたら」、「新型コロナウイルス感染症の恐れがある時の対応」、「避難所での健康管理」など

(3) 日常からの対策編（災害が起きる前に）

- ① 情報の入手方法：「注意報・警報，雨量，河川水位等に関する情報」，「主な伝達手段」，「情報収集に関する心構え」など
- ② 避難の準備：「「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の違い」，「命を守る最低限の行動」，「非常持出品」，「避難場所・集合場所の確認」など
- ③ 家庭でできる防災対策：「チェックリストを活用しよう」，「日常備蓄という考えかた（ローリングストック）」など
- ④ 企業防災
防災に関係する企業からの災害時に役立つ情報について紹介している。
- ⑤ 応急手当：「救命の手順」，「覚えておきたい応急手当」など
- ⑥ 災害時の生活術
- ⑦ 多様性への理解
- ⑧ 災害時の防犯対策
- ⑨ 被災者支援制度：「弔慰金，見舞金」，「市税の減免等」，「罹災証明書について」
- ⑩ コラム：「濃尾地震による被害」，「平成30年7月豪雨」，「災害の教訓を傳承しましょう。」
- ⑪ 減災力チェックリスト

(4) ハザードマップ

- ① 地震ハザードマップ
南海トラフ巨大地震が発生した場合の市内の被害に関し，岐阜市が独自に実施した被害想定調査（令和2年度）の調査結果を用いた，建物の倒壊危険度，液状化の危険度を地図上で表示している。
- ② 洪水ハザードマップ
水防法に基づき河川管理者（国（木曾川上流河川事務所）又は岐阜県）が作成した「浸水想定区域図」と「水害危険情報図」に，避難施設や水害時の危険箇所を重ねて表示したもの。表示している浸水の状況は，想定し得る最大規模の降雨による状況を予測したもの。（新たに中小河川の浸水想定を追加）
- ③ 内水ハザードマップ
平成2年以降の集中豪雨の際の浸水記録を元に，主に身近な水路からの浸水を対象に作成したもの。検討時点での平成2年以降の最大時間雨量（1時間に74mmの豪雨）を使用した。
- ④ 土砂災害ハザードマップ
土砂災害防止法に基づき岐阜県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に，避難場所，主な避難経路を重ねて表示している。（土砂災害警戒区域や特別警戒区域とその追加指定区域を表示）

(5) 巻末資料等

「災害時用の外国語指さし会話集」，「避難者カード」，「健康状態チェックカード」，「災害時の我が家のルール」，「覚えておきたい電話番号」

6. 「岐阜市総合防災安心読本」作成以降の取組，成果及び課題

(1) 取組，成果

- ① 「総合防災安心読本」アプリの配信（令和3年12月）
「総合防災安心読本」アプリにより冊子の持ち運びが不要となり，ハザードマップ（地震・洪

水・内水・土砂災害)をデジタルマップ上で確認することができ、ハザードマップを現在地表示とすることで、(岐阜市内であれば、)外出先からでも災害リスクを知ることができるほか、「岐阜市総合防災安心読本」の防災に関する学習記事を読むことができる。

また、情報・内容の更新に係る時間や経費の抑制につながるほか、全国で多発する災害に対する災害対策基本法などの防災関連の法改正等への迅速な対応が可能となった。

② マイ・タイムラインアプリ「防災サポート」の配信(令和3年12月)

マイ・タイムラインアプリ「防災サポート」では、「逃げ遅れゼロ」を目指して普及が進められている「マイ・タイムライン」について、居住地域(岐阜市内)を選択することで地域の特性に合わせて、スマートフォン上で簡単に作成・管理できる。

また、あらかじめスマートフォンで作成・登録しておくことで、一人ひとりにあった適切な避難行動がリマインド機能により通知されるほか、市が発令する避難情報をプッシュ通知で通知することができ、防災情報伝達の多重化を推進し、逃げ遅れを防ぐことができる。

(2) 課題

アプリの普及に向けた取組として、市教育委員会の協力を得て、児童生徒用、教職員用、教育委員会用のiPad(約32,000台)にアプリを配信したほか、市内の携帯電話販売店の協力を得て、チラシを配置するなど、普及に向けた取組を行っているが、十分に普及している状況にない。

7. 今後の展開等

今後も、市内で編成されている自主防災組織(50地域)が実施する「防災訓練」や、都市防災部の職員が講師となって地域や各種団体で開催する「防災出前講座」、小中学校における「防災授業」でのマイ・タイムライン作成、「防災フェア」における高齢者向け「スマートフォン教室」でのアプリ紹介などを行いながら、粘り強く周知し、防災対策の充実強化を図ることで「暮らしを守り支える、安全・安心なまち」づくりに努めていく。